

家畜預託慣行の史的考察——「家畜小作」概念の再検討——

板垣 貴志

はじめに——富としての家畜——

畜産史の研究蓄積は薄く、非常に立ち後れている分野といえる。試みに、大阪経済大学日本経済史研究所作成の『経済史文献解題』データベース〔補注〕で、日本経済史に分類される二八項目の検索結果を一覧にしたものが表1である。

「狩猟・畜産」(3-9)に分類される文献は一二九件にすぎず、極端に研究が少ないことが明瞭であろう。列島社会において富の象徴となっていた土地の制度や慣行が着目され、研究が集中するのは当たり前かも知れないが、百姓は土地からの生産物のみにて生活していたわけではない。<sup>(1)</sup>土地な

どの不動産だけでなく、家畜のような動産を視野に入れることは、日本農村社会の歴史的展開を再考することにつながるのではないだろうか。そのために、まずは埋もれている畜産に関わる先行研究を掘り起こし、分散的になつてい

る学説史を整理することからはじめなければならぬだろう。本稿を畜産史再構築のための試論としたい。

そもそも家畜は、自身で増殖もする、極めて特殊で高価な動産である。それは、「Capital」〔資本〕と「Cattle」〔家畜〕が関連語であることや、「畜」と「蓄」は同義語であることなど、指示する言語からも明らかである。本来、家畜は富と

表1 『経済史文献解題』データベース検索結果

第三部 日本経済史		件数
3-1	通 載	263
3-2	時代経済史	2,323
3-3	地方経済史	1,254
3-4	村落・都市	2,525
3-5	人 口	505
3-6	鉱 業	795
3-7	林 業	658
3-8	漁業・水産	802
3-9	狩猟・畜産	129
3-10	農業・治水	2,967
3-11	土地制度	2,276
3-12	工 業	3,267
3-13	商 業	2,122
3-14	貿 易	791
3-15	交通・通信	2,712
3-16	貨 幣	561
3-17	金融・銀行・財界	2,117
3-18	物価・賃金・保健・度量衡・統計	730
3-19	企業・組合	2,378
3-20	経営・会計	1,481
3-21	財政・租税	2,070
3-22	社 会	2,058
3-23	身分・階級	2,192
3-24	社会問題・社会運動	3,540
3-25	災異・食糧問題	441
3-26	社会経済思想	1,230
3-27	民族・開拓	607
3-28	欧文論著	499

注：2011年11月9日検索

しての性格を持ちあわせており、あえて換言するならば、「家の蓄え」といえよう。従来の農業史研究では、家畜を耕耘、運搬といった《労働手段》としてのみ捉え語られてきた感は否定できない。しかし、家畜はその存在自体が、富としての側面も有しており、《蓄財手段》および《金融手段》として独自の歴史的役割を果たしていた。とりわけ農耕具の機械化が進展する以前の農村社会では、人々の生産・生活に密着した不可欠の研究対象と考えられる。

日本資本主義社会の展開において、一八八〇年代のデフレ期は、土地所有の流動化（小作地率の増加）とともに近世的な土地慣行から近代的な土地所有関係へ転換する時期であったことは共通理解になっている<sup>2)</sup>。しかし、この時期には同時進行的に家畜の所有関係も流動化し、所有が集中していったことはほとんど知られていない<sup>3)</sup>。土地における地主小作関係が広く形成されたように、家畜でも所有者と非所有者との分化が、とりわけ役牛馬生産地域において進展

し、家畜預託慣行が拡大していったのである。むろんこのような慣行は前近代社会から存在していたが、筆者の関心は、それが資本主義化の中で拡大したことの意味、近代農村社会で果たしていた役割にある。本稿の目的は、家畜預託慣行の歴史的意義を論じるために不可欠な分析視角を提示することである。

日本近代における牛馬の飼養総頭数は、一八八二年の約二八〇万四〇〇〇頭（馬約一六四万四〇〇〇頭、牛約一一六万頭）から、一九四〇年の約三二五万四〇〇〇頭（馬約一一九万頭、牛約二〇六万四〇〇〇頭）へと緩やかに増加した。この期間、牛頭数は増加と停滞を繰り返しつつ増加したのに対して、馬頭数は停滞した後、一九三〇年代後半より顕著に減少していった。<sup>(4)</sup>飼養総頭数の増加は、明治農法の全面的な普及とともに、牛馬耕が広範に展開されたことに牽引されていたものと考えられる。

役牛馬は、古くから生産地と使役消費地との地域的分化が進行し、広域に及ぶ遠隔地取引があったといわれる。全国的調査資料の残る一八八〇年代には、両地域が明確に分化していたことが指摘されている。<sup>(5)</sup>一般に山間部や島嶼が、牛馬の生産地となっているが、巨大産地としては、北上山

地、阿武隈山地を中心とする東北馬産地、信濃の木曾馬で知られる中部馬産地、但馬を含む中国山地の牛馬産地、および九州の牛馬産地をあげることができる。とりわけ、一大使役消費地であった畿内に隣接していた中国山地は、役牛馬の商品化が前近代より進展し、それを象徴するように、大山・久井・出羽といった巨大牛馬市が集中していた。<sup>(6)</sup>九州牛馬産地において牛馬市場が比較的未発達であったのと対照的である。

そのような役牛馬生産の先進地域である中国山地では、家畜を大規模に所有する者が多数存在し、牛所有者が非所有者へ牛を預託する預け牛や鞍下牛が広範に行われていた。従来の研究は、このような家畜預託慣行に対して「家畜小作」なる分析概念を適用し、小作制度の一類型として牛所有者（牛持）と非所有者（預かり主）を一貫して対立的に捉え、この関係を否定的に評価する傾向があった。まずは、この「家畜小作」なる分析概念を再検討することから論を進めていきたい。

## 一 「家畜小作」概念の問題点

畜産業に注目が集まり論究が増え始めるのは、第一次大

戦の影響による好景気で、全般的に生活水準が向上した頃からである。生活水準の向上は畜産物の需要を刺激し、それらの生産、流通に対し、各種の奨励施策が講じられた。<sup>(7)</sup>

また、農村における労賃の高騰は、畜力への関心を集め、畜力利用が奨励されるようにもなった。しかし、論究が増加する決定的契機となったのは、昭和恐慌である。恐慌時における農家の経済更生の有力な手段として、政府主導の有畜農業奨励策が登場した。<sup>(8)</sup> その家畜導入の有力な手段および資金源として、それまでさして注目されていなかった家畜預託慣行が一躍脚光を浴びることとなったのである。<sup>(9)</sup>

「家畜小作」なる用語が、研究者の間で使用され始めるのはこの時期からである。管見の限り、資料としては一九二一年、農商務省農務局『小作参考資料 諸外国ニ於ケル小作制度第一巻』に翻訳語として登場し、論考としては、一九二五年、小平権一氏による「仏蘭西に於ける農地の組織」と其の政策」の文中にて、「家畜の小作 仏蘭西に於いては、農地の小作の外、家畜を土地と共に又は土地と分離して貸付するの慣行がある。之を Bail a cheptel と称して居る<sup>(10)</sup>。而して家畜小作の内にも分益と然からざるものとあるべきであるが、実際に於いては分益小作が其の大部分を占めて居

る<sup>(10)</sup>」とあるのが初出である。それ以前の明治・大正期においては、「借牛<sup>(11)</sup>」や、単に「貸与<sup>(12)</sup>」、「預託<sup>(13)</sup>」と記されることが多い。

したがって、「家畜小作」に関しては、有畜農業が奨励され始めた一九三〇年代から、動力耕耘機が全面的に普及し、耕起作業から畜力が排除される一九六〇年代までの農業経済学を中心に、その是非や起源が集中的に論究されている<sup>(14)</sup>。いずれも、「家畜小作」における一般的契約の性質の究明と、現状の把握が課題とされているが、農村近代化を目的とする当該期の研究者の問題意識に規定され、その弊害が指摘されることが多かった。

なかでも最も精力的に論及していたのは宮坂梧桐氏である。宮坂氏は、「家畜小作制度は、土地小作のような経済制度として確立した基本問題ではない。その位置づけは、あくまでも従属的、派生的な問題領域にとどまる<sup>(15)</sup>」としながらも、それゆえに「本制度の構造は、半封建的、慣習法的べールに隠蔽され、社会経済的に解明されることなく、根深く潜行しつづけてきた」との問題意識から研究を進めていた。宮坂氏の研究は、「家畜小作」を、「家畜の所有者（畜主）と非所有者（家畜小作人）との間に、その果実を分

配する条件の下で、一定期間収益の目的を持って、畜主が小作人に家畜を使用せしめる貸借契約<sup>(16)</sup>と厳密に定義し、畜主と小作人の関係を一貫して対立的に捉えているのが特徴である。宮坂氏は、「家畜小作」は蓄財利殖手段として利用され、小作農収取の吸盤的役割を果たした<sup>(17)</sup>と評価している。しかし、この対立的な捉え方や評価に対しては、実態との乖離があるとして異論もあつた。そこで、まずは宮坂氏の捉え方の特徴を整理して問題点を明確にしておくたい。

宮坂氏は、家畜預託慣行を契約面を基準にして左記の四種類に分類している<sup>(18)</sup>。

【一】家畜小作：右記の宮坂氏の定義。①牝牛馬を預託し、その出産仔牛、駒の売却代金を畜主と家畜小作人で定率分配する繁殖目的の場合と、②牡牛馬または仔牛、駒を預託飼育し、評価額の上昇分を定率分配する育成、または肥育目的の場合がある。預け牛、預け駄、仔分、仔取、立分、厩立、利分飼い、初仔取、足一本、爪一つ、カレワーカー（沖繩）などと地域により多様な呼び方があるが、その本質は分益小作の範疇に属している。

【二】家畜貸借慣行：農繁期における一時的な牛馬の賃貸借慣行。大規模なものとして、手間馬、借耕牛、鞍下牛がある。

【三】家畜の共有慣行：数人の共同出資によって購入し飼育される家畜。お仲間馬、催合牛、もえ牛、乗合馬、寄合などと呼ばれる。

【四】単純な飼育の委託：家畜所有者が飼育収益上の都合から、一定期間草生に恵まれた地域、もしくは良好な飼育条件を有する飼育者へ委託する。所有者は委託料を支払う。受託者は畜力を利用しつつ厩肥を得ることができた。呼称が【一】と同様であっても分益契約がないものは【四】である<sup>(19)</sup>。

宮坂氏の定義は、「果実の分配」という表現が端的に示すように、「家畜小作」の範囲を、繁殖や育成、肥育目的に預託される【一】に限定している。牛における具体的な果実とは、生産仔牛の売却金額、育成または肥育によって上昇する評価額のことである。つまり、金銭的な利益分配をとまなう預託契約Ⅱ「小作」としていることがわかる。そのため宮坂氏は、自己の定義に含まれない【二】～【四】を「家畜小作類似の慣行」として分離し、「類似した形態との混

同を生ぜしめてはならない」と主張する。

「家畜小作」の歴史的形成過程に関しては、小作制度全般の展開に位置付け議論され、左記にあげる【A】から【B】への史的展開が共通認識となっている。<sup>20)</sup>

【A】土地小作に従属した家畜小作関係〔地主的関係〕

土地の特殊小作に伴う場合と、土地の普通小作（定額物納小作）に伴う場合があるが、前者は後者の先行形態であり、考察の便宜上、特筆すべき前者に重点を置く。

【B】資本に従属した家畜小作関係〔商人的関係〕

土地の小作から分離し、商業的畜産の進展に伴い発生する。

「家畜小作」がみられた地域は、岩手県の名子制度や、中国山地の株小作など従属性の強い特殊小作の残存する地域と重複するため、それら特殊小作との関連が注目された。とりわけ、商品経済の浸透による名子制度の崩壊過程にみられた刈分小作（定率物納小作、分益小作）と「家畜小作」との形態的類似が指摘されている。【A】は、牛馬の耕耘や厩肥施用による土地生産力の維持増進、運搬等の農作業補助が主目的の「家畜小作」である。それに対し【B】は、商

品経済の浸透に伴い発生したものであり、牛馬の商品化の進展が売却を主目的とした牛馬生産および育成を生んだものである。【B】の拡大によって「家畜小作」は再編成され、その性質を大きく変化させた。また、【A】段階では畜主と預託人の目的はあくまで土地からの生産物にあるため、家畜をめぐる利害対立関係は生じないが、【B】段階では、家畜の売却代金の分配率をめぐり両者に利害対立関係が生じる。

この利害対立関係の評価に対して、宮坂氏の捉え方と一線を画していたのが小野茂樹氏である。小野氏は、「一般に家畜小作という概括的呼称がなされているものの中にも、実は多種多様な内容が包含されており、何をもって本来の家畜となすか、あるいは家畜小作の範疇は何かという点にも残された問題は多い」とし、画一的な定義の当てはめを避けている。

その上で小野氏は、「固定した田畑の小作とは異り、移動も繁殖も可能な家畜を対象としたものであるから、小作という名称から、直ちに封建的なものを連想することも早計<sup>21)</sup>とし、「牛小作は、牛の購入資金のない農家が牛を飼育することができ、さらには所有することもできる民間慣行

であり、その限りでは零細農にとって福祉的な慣行だった<sup>(22)</sup>と主張している。小野氏が中国山地の牛生産地域を踏査した上で主張した「福祉的な慣行」であったとの評価は注目しに値するだろう。「家畜小作」は、多種多様で単一概念で説明しきれない複雑さをもっており、一律に論じ難く、一概に対立的に捉えるものではないのである。また、小野氏は、「移動も増殖も可能な家畜であるから、田畑の小作とは自ら違った角度からの考察が必要<sup>(23)</sup>」であると問題提起しており、小作制度の中でのみ捉えられるものではないことが示唆されている。

宮坂氏自身も、「家畜小作」の「法律的性格についても議論のあるところであり」、「一律な法律的構成は実益がないのみか、かえって家畜小作成立の社会経済的条件を抽象化するおそれがあるとさえいわれる」と述べていることから、厳密な定義によって多様な実態との乖離が生じる危険性を十分認識しているようである。また、一九三七年段階における宮坂氏は、列島社会における家畜預託慣行に、「直ちに家畜小作なる呼称を与えうるや否や、なほ相当厳密な吟味を要する<sup>(24)</sup>」と述べていたことも附言しておきたい。

以上、大まかな要点を述べてきたが、これらの研究は、

現に家畜預託慣行が存在していた同時代的なものであり、小作制度全般の中に位置付ける形で議論されているのが特徴である。そして結局のところ、家畜預託慣行の消滅とともに議論も断ち切れとなっている。

本章を小括する。「家畜小作」なる用語は、論考として一九二五年に小平権一氏による翻訳語として登場し、その後、昭和恐慌期から流通し始めたものであった。当該期の研究者達のみ使用していた分析のための概括的呼称に過ぎない。その歴史的背景は問わねばならない課題であるが、史料用語でもなければ口頭語でもないことから使用すべきではない。したがって、本稿では、中国山地において広範に使われ史料用語でもある《預け牛》を用いることとする。用語の問題は、もともと生産地域社会においてこのような慣行が「小作」と認識されていなかったことを明確に示している。そして、家畜預託慣行も、小作制度全般の中に位置付け「小作」の一類型として考察するのではなく、地域社会の中に位置付けて歴史的に明らかにする手法で再検討されるべきである。宮坂氏は主として契約面を基準にして家畜預託慣行を四分類しており、筆者は宮坂氏の整理に異論はないが、中国山地における預け牛の評価は再検討の必



要があると考え。また、後述のように、地域社会に視点を置くと、これら四種類の慣行は複雑に関連して存在しており、その具体的実態が解明されなければならない。

## 二 家畜所有に関する統計資料の問題点

家畜所有に関する全国的な統計資料は、一九一一年調査の「畜牛五十頭以上所有スル者ノ氏名、住所、職業調」<sup>(25)</sup>と一九三七年調査の「馬三十頭以上ノ所有者ニ関スル調査」<sup>(26)</sup>の二点のみであり、宮坂氏により両統計を集計されたものが表2である。<sup>(27)</sup>牛の所有とはいえ、乳牛と役肉牛では意味するものが全く異なる。乳牛の多頭所有者とは搾乳業者のことであり、関東区、近畿区といった都市近郊や北海道に多いことがわかる。本稿が問題とするのは、一般的に産牛地にみられた役肉牛の多頭所有者である。役肉牛の多頭所有者は、中国区に集中して存在していることが確認でき、一方、馬の多頭所有者は北海道、東北區、北陸區に多い傾向が読みとれる。

「畜牛五十頭以上所有スル者ノ氏名、住所、職業調」より、島根県の部分を抜粋したものが表3である。三大鉄山師と称される飯石郡吉田村の田部家（五〇頭以上所有）、仁多郡

阿井村の櫻井家（八四頭）、仁多郡八川村の絲原家（五六頭）が牛の多頭所有者としてあげられている。牛馬の生産とたたら製鉄との密接な関係がうかがえる。中国山地が巨大な牛馬生産地域であった背景として、鉄の運搬との関連も指摘されている。<sup>(28)</sup>鉄の運搬による駄賃稼ぎは重要な農閑余業となっており、そのため多くの農家が牛馬を飼育していた。たたら製鉄地帯では、耕地とともに居宅、家畜、農具などの生産と生活に必要な一切を借り受ける株小作の慣行があり、株小作によって牛馬の飼養を可能にしていた（「A」地主的関係）。株小作をおこなう大地主は、たたら製鉄業を営む鉄山師が多かった。従来の「家畜小作」研究では、この株小作と、東北地方の名子制度との形態的類似性が指摘されていたわけである。しかし、地域の歴史性に即してみれば、和鉄生産の労働力を確保するために行われたと言われる株小作を中世名田経営が起源とも言われる名子制度<sup>(29)</sup>とはたして同一に論じてよいものか、との疑問は残る。しかも、中国山地は近世中期頃より牛の商品生産化が進展していた地域である。まずは、両地域社会内における「家畜小作」の実態を解明する作業が必要ではないだろうか。また、表3の数値はあまりに少ないのではないかと思わ



表 2 牛馬所有の地域的集中と所有規模

農区分	畜生50頭以上の種類別所有者(明治44年、1911年)										馬30頭以上の所有者 (昭和12年、1937年)		
	所有者数 (人)	所有 総頭数 (頭)	1人当り平 均所有頭数 (頭)	乳牛			役肉牛			所有者数 (人)	所有 総頭数 (頭)	1人当り平 均所有頭数 (頭)	
				所有者数 (人)	所有 総頭数 (頭)	1人当り平 均所有頭数 (頭)	所有者数 (人)	所有 総頭数 (頭)	1人当り平 均所有頭数 (頭)				
北海道	73	6,638	90.9	73	6,638	90.9	—	—	—	196	11,780	60.1	
東北区	46	4,340	94.3	18	1,946	108.1	28	2,394	85.5	68	4,470	65.7	
北陸区	17	1,252	73.6	17	1,252	73.6	—	—	—	69	3,425	49.6	
関東区	36	3,506	97.4	36	3,506	97.4	—	—	—	41	2,020	49.3	
東山区	5	427	85.4	5	427	85.4	—	—	—	26	1,770	68.1	
東海区	6	376	62.7	6	376	62.7	—	—	—	6	270	45.0	
近畿区	59	4,159	70.5	51	3,711	72.8	8	448	56.0	13	640	49.2	
中国区	104	6,997	67.3	10	774	77.4	94	6,223	66.2	—	—	—	
四国区	6	667	111.2	4	488	122.0	2	179	89.5	—	—	—	
九州区	18	1,451	80.6	10	650	65.0	8	801	100.1	1	40	40.0	
合計	370	29,813	80.6	230	19,768	85.9	140	10,045	71.8	420	24,415	58.1	
構成比 (%)	100.0	100.0	—	62.2	66.3	—	37.8	33.7	—	—	—	—	

注：宮坂哲朗『日本家畜小作制度論』第32表を転載。筆者の方で一部表記ミスを訂正し、西暦併記とした。

表3 島根県の畜牛多頭所有者 (単位：頭)

来梅谷梅太郎	八束郡	来待村	牛馬商	74
小村辨太郎		玉湯村	牛馬商	59
永田伴左右衛門		千酌村	牛馬商	52
山崎傳市		伊野村	牛馬商	51
絲原武太郎	仁多郡	八川村	農業	56
櫻井三郎右衛門		阿井村	農業	84
櫻井幾之助		三成村	郵便局長	61
宮田吉五郎		横田村	農業	56
山田政次郎	大原郡	横田村	農業	54
武田石之助		幡屋村	農業	60
郷原新吉	飯石郡	幡屋村	農業	105
板垣榮之助		鍋山村	農業	50頭以上所有
田部長右衛門		吉田村	農業	50頭以上所有
白築政造		掛合村	農業	50頭以上所有
吾郷玄太郎		多根村	農業	50頭以上所有
永島幾太郎		波多村	農業	50頭以上所有
中西慶太郎	簸川郡	来島村	農業	50頭以上所有
美能午吉		山口村	農業	120
三島常蔵		窪田村	牛馬商	70
原又右衛門		荒木村	農業	65
原助五郎		荒木村	牛馬商	99
大熊喜太郎		荒木村	牛馬商	68
森山儀八郎	安濃郡	佐比賣村	農業	65
山根太郎三郎	邑智郡	吾郷村	農業	84
山崎重樹		日貫村	農業	75
佐々田懋	那賀郡	木田村	農業	60
久保田豊吉		和田村	農業	62
眞野貞男	知夫郡	浦郷村	牛馬商	57

注：農商務省農務局「畜牛五十頭以上所有スル者ノ氏名、住所、職業調」より抜粋。

れる。一九二四年における鉄山師の田畑所有地は、田部家(四五三町、小作人七二人)、櫻井家(一五三町、二七九人)、絲原家(二六四町、三五七人)<sup>30)</sup>で、いずれも巨大地主であり小作人も多く抱えていた。鉄山師の三家に関しては、統計の数値を大幅に上回る所有頭数であったことは間違いない。<sup>31)</sup>

非常に杜撰な統計といえよう。統計作成の方法としては、「道庁府県畜産主任ノ報告ニ係レリ」と記されており、一定の調査基準をもった統計でないことはわかる。飯石郡においてあげられている六名が全て「五十頭以上所有」となっているのは、飯石郡からの報告がそうであったのだら

う。また、少なくとも中国地方に限って言えば全般的に所有頭数が少なく、岡山県に至っては頭数すら記載されていない。どうやらこれは単に調査方法だけの問題ではなさそうである。<sup>(2)</sup>

「馬小作」の実態調査をおこなった栗原藤七郎氏は、その感想として、

不幸にしてわが国に於ては家畜の所有に関する統計を全然欠く故、家畜の所有関係を知る術はないのである。……(中略)又、飼養戸数は必ずしも所有戸数ではないということも附言されねばならない。(中略)一方に於て多数の役畜を所有する少数の者と、他方に於て全く役畜を有せざる多数の農家とが存して居るのである。勿論之に關しても適確なる資料を欠くのであるが(中略)役畜の所有者が意外に少数者に独占されて居るのに驚くのである。更に十頭乃至二十頭以上の所有者の持馬を考慮すれば所有の集中はより大きいのではないかと考へられる。

と述べ、「馬小作」の意外な浸透ぶりに驚きを隠せない様子である。また、宮坂氏は「家畜小作のもつ実態は、ほとんど表面化することなく、統計的数値はもとより、その内

容すら把握し難い」ため脱税も容易であり「資産家にとつては、巧妙に潜行しうる有利な投資対象」であったと批判的に述べている。

つまり統計の杜撰さは、逆説的に家畜所有の持つ潜在性を如実に暗示している。またそれは、単に実態を捕捉できていないことを証明するにとどまらず、家畜が有力な課税対象となつていなかったことに起因する。そのため正確な統計資料も作成されなかった。たとえば表2では、牛の飼養総頭数の一割にも満たなかった乳牛の頭数(構成比六六・三%)が、役肉牛の頭数(三三・七%)を大幅に上回っている。これは、搾乳業者であろう乳牛の多頭所有者の方が、役肉牛の所有関係よりも比較の実態が捕捉し易かったと見るべきものであろう。したがって、表2のような統計資料を用いて地域別の類型を設定し比較検討する研究方法には、大雑把な地域的な傾向を捉える意義はあるが、多様といわれる「家畜小作」の実態に迫りきれず、限界があることに留意しておく必要がある。

### 三 中国山地における牛馬商の台頭

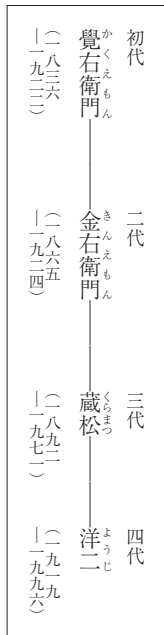
筆者は、これまで表3に記されている島根県飯石郡鍋山

村の板垣家を分析事例として、研究蓄積の薄かった役牛の生産育成過程を明らかにしてきた<sup>(33)</sup>。同家の牛経営に関しては歴史の展開を論じており、前近代社会から存在する預け牛の背後に貸付金回収目的があることを明らかにした。そして板垣家が牛馬商免許を取得し、牛売買へ関与し始める歴史的背景として、一八八〇年代のデフレ期における家畜所有の流動化が関連していた。それは、これまでの貸金業と債務者の関係が牛馬商と厩先の関係へと転化したことを意味する。その後、同家は所有規模の飛躍的な拡大とともに《役牛の育成システム》を構築し、主体的に牛生産へ参入していった。これを、従来の貸付金回収の域を出ない家畜所有から《積極的家畜所有》への転換と捉え、家畜の所有拡大過程にみられる典型的行動パターンであると論じた。

板垣家と同様に、牛馬商として家畜所有を拡大させた興味深い事例として、島根県飯石郡口部（飯石郡東北部、山地中腹部）最大の牛親方といわれる、陶山家の歴史について述べてみたい<sup>(34)</sup>。

陶山家の歴史は、板垣家と同様に比較的新しく、短期間で蓄財を果たした新興の家である。一九一一年の『島根県商工人名録』によれば、同家が牛馬商を創業したのは一

〔陶山家歴代系図〕<sup>(35)</sup>



八五九年の初代覺右衛門の時代であった。しかし、当初は田畑の所有も少なく、覺右衛門の時代における牛経営は、専ら牛を周旋して利鞘を得るようなものであったという。しかし二代金右衛門は、牛馬商として急速に蓄財し大牛持へと成長していった。推測ではあるが、二代金右衛門時代に急速に家畜所有を拡大した背景は、前述した一八八〇年代のデフレが大きく影響していたであろう。そして、牛での蓄財でもって土地を購入していき、大地主となっていくのであるが、同家に伝えられている土地購入の理由が大変興味深い。

牛の売買をして儲けたら田んぼを買い、山を買い、それを買わないと町へ顔が出されない。かなりないと村会議員にでも出られないというので、一生懸命で不動産を買ったんだそうですわ。まずは牛から始めたんですわ。

陶山家に残る言い伝えは、財産とはいえ土地所有と家畜所有では、質的に違いがあると認識されていたことを示唆している。家畜の所有は、税の問題もあり直接的には社会的ステータスと繋がらない。このことから、家畜の所有関係を土地の所有関係と同等に捉え安易に対立的関係に還元するのは早計であろう。小野氏の指摘のごとく、土地所有関係と家畜所有関係は切り離して考えなければならぬ。むしろ家畜は主要な課税対象とならなかったことによって、生産地域社会において蓄財手段、金融手段として独自の存在形態（富としての家畜）をとらせることとなったと考えるべきものである。

ところで、牛馬商にとつての厩先の数は、家畜所有の規模を現しており、厩先が拡大することによって所有頭数も拡大する。厩先の範囲（厩先圏）とは、つまり縄張りを意味しているが、厩先は利権が絡むことから、通常、その拡大は容易でない。いずれにしろなぜ厩先の確保が可能であったか、との疑問は残る。板垣家や陶山家といった新興の家が牛馬商として台頭し得たその背景には、当然ながら地域社会の歴史的事情があったと考えられるのである。第一章で述べたように、「家畜小作」の歴史的展開は、【A】

〔地主的関係〕から【B】〔商人的関係〕へと変化してきた。それを中国山地で具体的にみるならば、【A】〔鉄山師と株小作の関係〕から【B】〔牛馬商と厩先の関係〕ということができ、牛生産の主體的な担い手に転換があったと考えられる。つまり、一八八〇年代のデフレ期以前の牛生産は鉄山師の独壇場であったが、デフレ期以降に従来の鉄山師に加えて中小規模の家が牛馬商として参入していく構図が描けるのである。

このような転換を、鳥根県農地部農政課が一九五一年に編纂した「〔附〕株小作の実態と開放過程」では、左記のように指摘している。<sup>36</sup>

#### （五）家畜

貸与される家畜は牛であるが、改革直前に於て株小作へ貸与慣行のあつたのは、僅かに掛合、多根、頓原、波佐、阿須那、祖式の一部のみであり、殆んど消滅した慣行であるが、明治年間には飯石郡の奥部には、広く行われ邑智、那賀、美濃、鹿足にも広く行われた様であり、大正年間にも行われた傾向がある。貸与頭数は一―二頭であつたが、実際の牛の貸与に代つて、現金又は米を給する例も稀にはあり、小作契約の終了と

同時に返納した。嘗て砂鉄採取地帯では、それを運搬するための馬を貸与したこともあるが、明治以降牛に代り、主として肥育犢牛生産、厩肥生産、耕牛用に使用された。肥育乃至は犢牛売却時は増加額乃至は犢牛価格の半額乃至四分の一を折半した。

※尤も、普通小作に対する牛小作はかなりあり、特に終戦後の畜産熱によつて、この小作形態は増加したようであり、従つて株小作もこの牛小作関係に入るものもあつたらうけれども、この場合牛の所有者は耕地山林の所有者ではない。博労等からの貸与がおおかつたようである。従つて最近の牛小作は、株小作としての牛小作ではない。

この記述からは、和鉄生産にもなう諸物資の運搬に明治以前は馬が使用されていたが、牛へ変化していったこと、また、耕地山林の所有者（鉄山師）のおこなう株小作にもなう家畜貸与慣行が徐々に衰退し、家畜に関しては博労（牛馬商）から貸与されていく歴史的展開が指摘されている。

厩先とは縄張りであり、利権が絡むことから通常その拡大は容易でないことは既に述べた。したがって、中小規模

の家が牛馬商となり新規に厩先圏を形成していく背後には、通常でない事情があつたと想定できるのではないだろうか。その問いからは、たたら製鉄衰退以降の地域社会の姿が浮かび上がってくるのである。従来中国山地の、とくに雲伯地方では、藩の保護政策もあつて巨大鉄山師が圧倒的な影響力を持ち地域社会に君臨していた。しかし、それも廢藩と共に一転し、明治政府は鉄道敷設をはじめとした近代化政策を洋鉄輸入によつて推進した。それによつて、たたら製鉄経営は未曾有の危機に陥り、とくに一八八〇年代頃の仁多郡農村の疲弊は凄惨を極めた。<sup>(37)</sup> 鉄山師の影響力が低下し始めたことは、鉄山師に生活を全面的に依存していた人々の経済事情を大きく変化させたと考えられる。このことは預け牛関係にも直接的に影響したであろう。板垣家や陶山家といった中小規模の新興の家が台頭して厩先を確保し、牛生産育成に主体的に参入していきける土壌が形成されたのは、たたら製鉄衰退以降における疲弊した地域社会の変貌を表わしているといえよう。

#### 四 中国山地における家畜品種改良

中国山地での牛生産の歴史を考察する場合、品種改良の



先駆と賞賛される蔓牛が造成されていたことは特筆される。

この家畜品種改良の視角が、従来の「家畜小作」研究においては決定的に欠けていた。家畜預託慣行の歴史的意義に関しては、当該地域社会全体の問題と関連させながら、家畜品種改良の視角を組み入れ総合的に論ずる必要がある。

鉄山師であろうと新興の牛馬商であろうと、中国山地の家畜多頭所有者は例外なく品種改良を志向していた。中国山地のように預け牛が広範にわたっておこなわれている場合、優良牛の確保は個別農家の経営収益問題のみに止まらず、地域社会の強い要望となっていたのである。<sup>(38)</sup>一定規模以上の所有拡大の過程においては、この要請に応える必要が生じたであろう。当該地域における預け牛は金融装置として機能していた。そのような側面を持つ預け牛が広範に展開する下での牛生産は、殊に零細農民にとっては、生産仔牛の良否が《生存》に関わる問題となる。優良牛を希求する必然性があった。蔓牛造成は血統による牛の差異化形成は、生活の安定をかけて当該地域社会が総力をあげて取り組んだ結果ともいえる。牛生産地域において、多頭所有者は地域的要請であった優良牛確保、それによる優良牛生産の結節点になっていた。筆者は、中国山地奥部において

多頭飼育による高度な役牛生産が展開し、《放牧生産核心地》が形成され、蔓牛が造成されていた要因として、地理的な好条件に加えて、優良牛を求める周辺地域から一極集中的に資本投下されていた社会経済的背景があったことを解明した。そして、中国山地奥部の牛生産の現場では、意識の高い《主体的仔牛生産農民》が多数存在し、蔓牛生産を牽引しており、家畜が高度に機能分化するほど仔牛生産に特化していたことを指摘した。

家畜改良学の立場から、中国山地の蔓牛に初めて関心を寄せた研究者に羽部義孝氏がいる。羽部氏を団長として、一九三三年七月一五日から同三〇日にかけて、中国山脈縦断和牛調査団による実地踏査が行われた。羽部氏は、「蹄の跡」と題した踏査記を『畜産』紙上に発表している。<sup>(39)</sup>長文だが家畜預託慣行に関する重要な論点が含まれているため、鳥根稔仁多郡部分を左記に抜粋する。

中国地方有数の産牛地たる仁多郡に於て不思議にも平坦部地方又は四国地方に於けるが如き一の旧慣の墨守されつゝ、あるは奇観なり、即ち鞍下牛の借用之なり。

思ふに鞍下牛の制度は耕地広く牛の少き平坦地にて春秋の農繁期に産牛地方より耕牛を借用して之を使役

する慣習より生ぜるものなるに仁多郡の如き山中の耕地少く牛多き地方にて今日尚斯くの如き習慣の行われ怪しまれず。而して鞍下料として年々隣郡の大原郡及び婆羅其の他へ支払ふ金額は郡を通じて約八千円を下らずといふに至りては等閑に附すべきに非ず。仁多郡の農家經濟上甚だ遺憾とす。

斯くの如き習慣の今日尚存するは次の二つの原因によるものなるべし。即ち

(一)繁殖牝牛を使役するは酷なりとする愛畜心。

(二)耕作上牝牛は力弱く、牡牛は力強し、又牝牛は繁殖に用ふる為使役には却つて不便、不利なりとの觀念。

この為農家は繁殖牝牛を有しながら他より耕作用として二歳又は三歳の牡牛を借り入れて使用し鞍下料を支払ふ、而して所有の牝牛が優良なればなる程之を使役するが如きは思も寄らぬこととし専ら産犢を目的としてのみ飼養するなり、誠に愚の至りなり。

飼牛は農業の利益を増進せんが為にして元より苛酷の取扱は之を蔽むべきも誤りたる愛畜心は却つて牛を売するものなり。又耕作に於ては牝牛は牡牛より

も其の牽引状態に於て優れたる特色を有するのみならず、普通の耕耘に於ては牝牛の力量にて充分にして相當の注意を以てすれば繁殖上支障なきなり。

仁多郡のみならず斯くの如き習慣の今尚存する他の産牛地方に於ても亦須らく速に之を打破すべく、成牝牛は放牧の度を節し飼養を良好にすると共に之を農耕用に使役して飼牛による農家經濟の改善に資すべきなり。

羽部氏は、中国山地奥部にみられる牛生産現場のあり方や鞍下牛借入に対する所見を述べている。鞍下牛借入の継続は、「誠に愚の至り」で「農家經營上甚だ遺憾」であり、「打破」すべき「旧慣」と見なしていた。ここでいう鞍下牛とは、宮坂氏の分類の「二」家畜賃貸借慣行に該当する。地域社会に視点を置くと、「一」から「四」に分類される家畜預託慣行が、複雑かつ密接不可分に関連しており、別々に論じられないことがわかる。中国山地奥部の《主体的仔牛生産農民》は、繁殖用に牝牛を所有しているながらそれは農繁期の耕起作業に使役せず、借り賃を払い鞍下牛（牡牛）を借り入れていた。これは、たしかに農家經營上の構造的矛盾ともいえよう。羽部氏の所見が示唆しているように、こ

の構造的矛盾を過剰な愛畜心が糊塗していた側面もあろう。しかし、そのような見方は、近代産業としての家畜飼養の観点からの批判である。中国山地奥部の《主体的仔牛生産農民》は生活と牛生産が渾然一体となっており、彼らの愛畜心のあり方は、単なる経営利害を超える側面をもつていたのである。左記は、「牛にそ、ぐ愛育」の小見出し付きで『島根県農會報』に掲載された文章である。<sup>(40)</sup>

(前略) 戸毎殆ど畜牛の飼育せられざるなく、其家屋の構造に於いても之を証することが出来る。即ち農家は其一郭には必ず厩舎あり、人畜同棲し宛然牛馬は家族の一員たるの観がある。又其情に於ても殆ど親の子を慈むが如く生産せる犢駒を賣却し、出発せんとするや凡ゆる滋養物や菓子等を与へ別れを惜み、将来の幸福を祈り、家族一同涙ながらに門に送る様は、全く己が娘を他に嫁がしむる情景と何等の變りがない。(中略) 而して各農家は必ず一頭乃至五六頭多きは十数頭を飼養し、蕃殖し年齢二十四五歳乃至三十歳に及ぶものもあつた。従て其生産頭数も可成り、多く牛馬商によりて他に売却せんとする時も価格の多寡よりも売先きを質し、買主の愛畜心の深きを選び後日必ず之を往訪し

て成育の状況を視察する等、全く利益打算を超越し専ら仔牛の多幸を念とする。又農家は牛馬を「厩宝」と称し、厩舎の運勢(俗に「まやまん」と称す)の善悪により、家運の盛衰を占ふ蓋し家宝たるの所以は爰に存するであらふ。(中略) 又飼畜が分娩したる時は直ちに祝餅を掲ぎ厩舎に供え隣家に別ちて所謂「まやまん」の盛隆を共に喜ぶ美風がある。近時共進會等の出品の際は、その部落は挙げて繩久利神社(能義郡の牛神社)にその成功を祈り祈願をなし、出発に際しては部落民一同その首途を祝し、受賞して帰村するや一同之を歓迎し、仮令会期中売却するとも一度は故郷に錦を飾り、晴れの勇姿を見せ然る上ならでは引渡せざる等、その気持ちは一として愛畜の思想より迸り出たるものならざるはない。

多少文章の誇張があるかも知れないが、《主体的仔牛生産農民》にみられた過剰なまでの愛畜心のあり様や家畜が擬人化されている様子が読みとれる。当該地域において、生活上、営農上に牛が占める比重は極めて大きく、もはや渾然一体となっていた。牛は、労働手段かつ労働対象であり、蓄財手段、金融手段でもあつた。地域社会にこのよう

な心性が満ち溢れている場合、優良牛の生産は、単なる「利益打算」を超越するほどの意味を持つていたであろう。優良牛の生産技術をもつ農家は尊敬を得られたであろうし、愛畜心は「美風」として賞賛されていた。そして、農民の牛に対する鑑識眼や経験的技術は日常的に鍛えられ、蔓牛の造成につながっていった。中国山地奥部では、優良牛がある種の威信財としての側面を持つていたといえるのである。牝牛（耕耘）と牝牛（繁殖）の機能分化の背景として、地域社会全体を覆う心性に注視する必要がある。

## おわりに

本稿では、家畜預託慣行の歴史的意義を論ずるために不可欠な視角を論じてきた。まず第一章、第二章では、宮坂悟朗氏を中心とした先行研究が使用している「家畜小作」概念を再検討した。「家畜小作」なる用語は、昭和恐慌期から研究者のあいだで流通し始めたものであり、史料用語でもなければ口頭語でもないことから使用すべきではない。用語の問題は、もともと生産地域社会においてこのような慣行が「小作」と認識されていなかったことを明確に示している。そして、家畜の所有関係に関する統計資料は、主

要な課税対象となっていないことも非常に杜撰なものであった。よって統計資料を駆使した研究方法には多様な実態分析に限界がある。家畜預託慣行は、小作制度全般の中に位置付け「小作」の一類型として考察するのではなく、地域社会の中に位置付けて改めて歴史的意義を検討する必要がある。

そして第三章では、中国山地における牛生産の主體的な担い手の変化を考察した。鉄山師の独壇場であった牛生産は、一八八〇年代のデフレ期以降、中小規模の家が牛馬商として主體的に参入できる土壌が形成され、再編成されていった史的展開を論じた。第四章では、そのような中国山地奥部でおこなわれた家畜品種改良に着目し、その必然性を考察した上で、当該地域社会では家畜を擬人化するほどの愛畜の心性が支配的になっており、優良牛がある種の威信財としての意味をもっていたことを指摘した。

本稿で述べてきたように、家畜預託慣行の歴史的意義に關しては、《家畜を富としてみる視角》と《家畜品種改良の視角》を組み入れ総合的に評価していく必要がある。今後の課題としたい。

- (1) 網野善彦『日本論の視座―列島の社会と国家―』（小学館、一九九〇年）。
- (2) 大門正克「農村問題と社会認識」（『日本史講座 八』東京大学出版会、二〇〇五年所収）。
- (3) 拙稿「牛生産地域における家畜所有の歴史的展開」（『日本史研究』五四五号、二〇〇八年）。
- (4) 丹羽邦男「わが国牛馬飼養発展の概観」（近藤康男編『牧野の研究』、東京大学出版会、一九五九年、第一章第一節）、松尾幹之『畜産経済論』（御茶の水書房、一九六〇年、一三一―一三八頁）、宮坂梧桐『畜産経済地理』（叢文閣、一九三六年、八三頁、一〇六―一一一頁、のち『昭和前期農政経済名著集』一九、農文協、一九八〇年所収）、農林省畜産局編『畜産発達史』（本篇、一九六六年、一二二頁、二七八頁、五二六頁）、なお典拠となった統計資料や資料操作の違いからなのか、数値は論者によって異なっている。本稿では『畜産発達史』の数値を採用した。
- (5) 総合農業調査会『日本農業の全貌研究資料 第四八輯―役肉牛の飼養経済―』（一九五四年、八―九頁）、石田寛「明治一〇年代牛馬市場と牛馬流通」（農林省畜産局編『畜産発達史』別篇、一九六七年、第二章一節）。
- 中西僚太郎「明治前期における耕牛・耕馬の分布と牛馬耕普及の地域性について」（『歴史地理学』一六九号、一九九四年）。
- (6) 中国山地から畿内への牛流通に関する研究として、酒井一「近世畿内農業と牛流通―上下（『史料』第四四卷二三号、一九六一年）、石田寛「明治以後の『登り牛』の流通構造―大登り・相登りを中心として―」（『岡山大学教育学部研究集録』第一巻、一九六一年）、八木滋「天王寺牛問屋と摂河泉播の牛流通―天王寺牛市石橋家文書を中心に―」（『部落問題研究』一四七号、一九九九年）などがある。また中国山地が牛産地として特化してくるのは、近世中期以降と言われる（石田寛「瀬戸内海地域に於ける畜牛の歴史地理的考察」『瀬戸内海研究』三二号、一九五二年、同「岡山藩における牛馬市ならびに牛馬に関する考察」『瀬戸内海研究』一三・一四合併号、一九六一年、内藤正中「中国山脈の和牛」『地方史研究協議会編『日本産業史大系―中国四国篇』、一九六〇年）。
- (7) 宮坂梧桐『畜産経済地理』（叢文閣、一九三六年、『昭和前期農政経済名著集』第一九卷、農文協、一九八〇年所収）一四五頁。
- (8) 櫻井守正「有畜農業における課題―主として家畜飼養の経済経営的意義よりみたる―」（『農業総合研究』第四卷四号、一九五〇年）一一二頁。一九二八年畜産局から要求された予算費目「有畜農業奨励費」が、「有畜農業」なる用語の初出である。有畜農業とは、「農業経営要素として適切な種類、数量の家畜及び家禽を経営の中に有機的に組み入れ、これが適切な運用によって其の農業経営全体を健全且つ有利に改善すると同時に、畜産の堅実な発展を図るもの」と説明されている。

(9) 渡辺信一『日本農業の経済学』上巻(有斐閣、一九四四年)三六頁では、家畜導入にたいして地主が歴史的役割を担当したと評価している。

(10) 小平権一「仏蘭西に於ける農地の組織と其の政策」

『農業経済研究』第一巻二号、一九二五年)二六一頁。

(11) 田中房太郎「島根県下の畜産業」(『大日本農会報』一五四号、一八七四年)二六頁。

(12) 「時報 畜産と地主対小作」(『大日本農会報』五二七号、一九二四年)五八頁。

(13) 農林省畜産局『農務彙纂第二号本邦ニ於ケル畜力利用状況』(一九二六年)八四頁。

(14) 「馬の小作慣行に関する調査」(『馬事時報』一一号、一九三二年)、農林省畜産局『馬政統計』(一九三五年)二六〇頁、宮坂梧桐「家畜小作制度の社会経済的一試論」(『畜産』第二二巻七号—二二号、一九三六年)、同「家畜小作制度の性格(試論)」(『農業と経済』第四巻三号、一九三七年)、同「日本家畜小作制度論」(学位論文、一九六一年、のち現代史研究所より出版、一九八六年)、同

「牛の貸借慣行」(『畜産発達史』別編第五章一節、一九六七年)、占野靖年「広島県に於ける牛小作慣行事例」(『農業及園芸』第一二巻八号、一九三七年)、久保佐土美「中国地方産牛地の立地学的考察」(『農業と経済』第三巻四号、一九三六年)、同「本邦に於ける牛馬小作の慣行について」(『帝国農会報』第二八巻二号、一九三八年)、小池基之「名子制度と家畜小作」(『三田学会雑誌』第三二巻

三号、一九三八年)、栗原藤七郎「我国に於ける馬小作」(『帝国農会報』第二八巻八号、一九三八年)、同「我国に於ける役畜の趨勢」(『佐藤寛次博士還暦記念農業経済学論集』日本評論社、一九四〇年所収)、同「日本農業経営論」(叢文閣、一九四一年)、同「馬小作の概要」(『畜産発達史』別編第五章二節、一九六七年)、渡部牧「特殊小作制残存部落の農業経営」(伊藤書店、一九四三年)、小野茂樹「最近における預託牛の慣行」(『畜産の研究』第五巻九号、一九五一年)、同「中国地方における牛小作慣行について」(『中国地方調査月報』五三号、一九五四年)、同「和牛流通の組織と流通費」(『広島大学水畜産学部紀要』八号、一九六九年)、前原新一「中国地方に於ける和牛の小作慣行と農家経済の研究」(『中国地方調査月報』八号、一九五二年)、森嘉兵衛「近世奥羽農業経済組織論」(有斐閣、一九五三年)、田辺賢一郎「近世中国産牛地帯における牛小作について」(『人文地理』第七巻一、一九五五年)、木村久男・斎藤英策「畜産業の形成」(『日本農業発達史』第五巻、中央公論社、一九五五年)、菱沼達也・菊池昌典・廉野潔「畜産における家畜小作の位置とその解消に関する研究(正)(続)」(東京教育大学農学部総合農学研究室、一九五六—五七年)、竹浪重雄「三瓶山周辺農村における牛小作慣行について」(『島根農科大学研究報告』四号、一九五六年)、竹浪重雄・荒木彰三「牛小作慣行における家畜商蓄主型について」(『島根農科大学研究報告』五号、一九五七年)、石田寛「伸びや



む和牛生産地帯のすがた」(瀬戸内海総合研究会編『山村の生活』一九六五年所収)。

(15) 前掲宮坂『日本家畜小作制度論』二頁。

(16) 同右、六頁。

(17) 同右、まえがき。

(18) 同右、六―一頁。

(19) 本稿では、用語の混乱を避けるため、分類【一】の場合を「預託」、分類【四】の場合を「委託」と記す。

(20) 前掲宮坂『日本家畜小作制度論』一四〇―一四一頁、前掲渡部『特殊小作制残存部落の農業経営』八九頁―九六頁、前掲菱沼・菊池・廉野『畜産における家畜小作の位置とその解消に関する研究(正)』一三四―一五五頁、でも同様のことが指摘されている。

(21) 前掲小野「最近における預託牛の慣行」九頁。

(22) 前掲小野「和牛流通の組織と流通費」四二頁。

(23) 前掲小野「中国地方における牛小作慣行について」二―三頁。

(24) 前掲宮坂「家畜小作制度の性格(試論)」一〇一頁。

(25) 農商務省農務局「畜牛業ニ關スル共同経営ノ方法及成績」(『農務彙纂』第三五、一九一一年、農林省編『農務彙纂』第十分冊御茶の水書房、一九八一年所収)。

(26) 前掲栗原「我國に於ける馬小作」。

(27) 前掲宮坂『日本家畜小作制度論』一四一頁。

(28) 内藤正中「中国山脈の和牛」地方史研究協議会編『日本産業史大系七―中国四国地方篇』(東京大学出版会、

一九六〇年所収)。

(29) 前掲小池「名子制度と家畜小作」四〇頁。

(30) 『新修島根県史』五五七頁、表二七七「島根県の大地主」より。

(31) 島根県内務部「島根県之畜産」(一九一一年)六〇頁では、畜産功勞者として表彰された人物が列挙されているが、仁多郡八川村絲原武太郎、仁多郡阿井村櫻井三郎右衛門、飯石郡吉田村田部長右衛門の名も見られる。特に田部家は「夙に意を畜産の改良に注ぎ畜牛六百余頭を地方の小農に貸与し牛種の改良蕃殖を促し」とあり、その頭数に注目されたい。

(32) 飯石郡一宮村陶山家(陶山葉子氏談)、同郡飯石村杉原家(杉原家出身、高尾忠次郎氏(一九一二年生)談)、同郡中野村佐藤家の三家は、筆者の聞き取りによれば、現雲南市三刀屋町近辺の古老ならば、誰もが知る大規模な牛所有者であり、本来表3に入って然るべき家である。調査には多数の抜け落ちもあると言えよう。

(33) 前掲拙稿「牛生産地域における家畜所有の歴史的展開」、拙稿「中国山地における蔓牛造成の社会経済的要因―《役牛の育成システム》の分析―」(『日本史研究』五六九号、二〇一〇年)、拙稿「中国山地における役牛の売買流通過程―牛馬商の専門分化と階層構造に関する分析―」(『地方史研究』三四八号、二〇一〇年)。同家は筆者の親戚家である。

(34) 陶山家の歴史に関しては、陶山葉子氏(一九二二年

生)からの聞き取り調査による。

(35) 陶山家の戸籍謄本より作成。

(36) 島根県農地部農政課昭和二六年三月(農地制度資料集成編纂委員会編『農地制度資料集成』補巻一、一九七三年)。

(37) 『横田町誌』(一九六八年)四三七〜四四〇頁。

(38) 前掲拙稿「中国山地における蔓牛造成の社会経済的要因―《役牛の育成システム》の分析―」。

(39) 羽部義孝「蹄の跡」(『畜産』第一九〜二〇巻、一九三四年)。

(40) 仁多郡農会技師廣田力直「仁多特輯 畜産の仁多」(『島根県農会報』四六八号、一九三七年)。

(いたがき たかし・神戸大学特命助教)

〔補注〕——編集委員会注記

『経済史文献解題』は、日本経済史研究所が一九三三(昭和八)年の開所以来、戦中戦後の一時的な中断を除いて、毎年刊行に取り組んできた事業である。西洋史・東洋史を含めた著書・論文が解題の対象として採録されている。採録範囲には、経済史のみならず経営史あるいは政治史、思想史その他の幅広い歴史のジャンルが含まれ、西日本を中心とした各大学の歴史研究者数十名の協力を得て編集されている。現在ではWEBを利用したデータ入力を採用しており、『経済史文献解題』データベースとして、毎年一回、前年に刊行された著書・論文のデータを更新している。

なお、データベース化に伴い、冊子体での発行は二〇〇五年(平成一七)年版にて終了したが、過去のデータについても、一九五五(昭和三〇)年刊行の『経済史年鑑』復刊第一冊(一九五五―五三年分収録)までを遡及し、本システムでの検索が可能となっている。(採録件数)論文八万六〇一九件、図書四万九三〇四件二〇一一年一二月現在)

『経済史文献解題』接続URL

(日本経済史研究所ホームページ)

<http://www2.osaka-ue.ac.jp/nikkeishi/>

『経済史文献解題データベース』のリンクボタンで検索画面に接続できます)